

○読谷村低入札価格調査制度実施要領

平成29年2月13日要領第2号

改正

令和2年3月24日要領第1号

読谷村低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、読谷村が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とすることがあるものとして競争入札を行う場合に実施する調査に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査の対象となる入札手続)

第2条 本要領による調査の対象となる入札手続は、読谷村が発注する工事において、政令第167条の10の2の規定に基づき総合評価方式による競争入札を行う工事に係るものとする。

(低入札価格の基準)

第3条 調査の手続を開始する場合の入札価格の基準（以下「低入札調査基準価格」という。）は、次項のとおりとする。

2 低入札調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる各号の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(失格基準価格の設定基準)

第4条 第2条に定める工事においては、契約の内容に適合した履行が行われないと判断する失格基準価格を設定し、この価格を下回る価格の入札については調査を実施せず、

失格とする。

2 前項の失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる各号の合計額とする。

- (1) 直接工事費に10分の7.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の7を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の7を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に10分の3を乗じて得た額

(予定価格調書への記載)

第5条 第2条に定める工事については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 予定価格調書に低入札調査基準価格の欄を設置し、第3条第2項の基準により算出した具体的な低入札調査基準価格を記載する。
- (2) 失格基準価格の欄を設置し、前条第2項の基準により算出した具体的な失格基準価格を記載する。

(入札に参加しようとする者への周知)

第6条 事業担当課は、第2条に定める工事の入札にあたっては、入札公告、又は指名通知書において、次の各号に掲げる事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

- (1) 低入札調査基準価格及び失格基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基準価格を下回る入札を行った者は、失格となること。
- (3) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、本要領に定める調査を行い、落札者を決定すること。失格基準価格を下回る入札を行った者は、調査を実施しないこと。
- (4) 低入札調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）は、総合評価方式で評価値が最も高い者（以下「最高評価値者」という。）であっても必ずしも落札者とならないこと。
- (5) 低価格入札者で失格基準価格以上の入札を行った者は、事情聴取に協力すること。
- (6) 低入札調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、第10条に規定する措置をとること。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、低価格入札者がある場合は、落札者の決定を一時保留し、調査後に改めて落札者を決定する旨を入札参加者に告げ入札を終了する。この場合において、第

2条に定める工事の入札で失格基準価格を下回る者がある場合は、失格基準価格を下回ったことにより失格と告げる。なお、低価格入札者のうち、最高評価値者が複数の場合は、くじにより低入札価格調査を行う調査順位を決定するものとする。

(調査の実施)

第8条 事業担当課は、最高評価値者からの事情聴取、関係機関への照会等により次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 手持ち工事の状況
 - ア 契約対象工事近隣地域のもの
 - イ 契約対象工事に関連するもの
 - ウ その他
- (3) 契約担当工事場所と入札者の事業所、倉庫等の地理的関連
- (4) 手持ち資材の状況
- (5) 資材購入先及び入札者との関係
- (6) 手持機械数の状況
- (7) 労働者の具体的供給見通し
- (8) 過去に施工した公共工事名及び発注者名
- (9) 経営状況
 - ア 取引金融機関
 - イ 保証会社等への照会
- (10) 信用状態
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無
 - イ 貸金不払の状況
 - ウ 下請代金の支払遅延状況
 - エ その他必要な事項
- (11) その他必要な事項

2 前項の調査の結果、最高評価値者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は、直ちに最高評価値者に落札した旨を通知するとともに他の入札者全員にその旨を知らせるものとする。

3 第1項の調査の結果、最高評価値者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履

行がされないおそれがあると認められた場合は、次条に定める契約審査委員会（以下「委員会」という。）の審査に付し、最高評価値者を落札者とするか否かを決定する。

- 4 最高評価値者を落札者とし不在の場合には、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価方式で評価値が次に高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が低入札基準価格を下回る入札者であった場合には、この条の調査を実施し、同様の手続によるものとする。
- 5 次順位者が落札者となった場合は、最高評価値者には、落札者とし不在旨を、落札者となった次順位者にはその旨を、また、他の入札者全員にその旨を知らせるものとする。
(委員会の設置)

第9条 委員会を次の各号のとおり設置する。

- (1) 委員会の委員は、副村長、建設整備部長、総務部長、ゆたさむら推進部長、健康福祉部長、教育次長、上下水道部長、土木建築課長、都市計画課長、税務課長、農地活用推進課長、上下水道課長で構成する。
- (2) 委員会の委員長は副村長をもって充てる。
- (3) 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。
- (4) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。
- (5) 委員長に事故のあるときは、建設整備部長がその職務を代理する。
- (6) 委員会の庶務は事業担当課で行うものとする。

(低価格入札者と契約する場合の措置)

第10条 低価格入札者が落札者として請負契約を締結する場合には、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施工体制台帳を提出させ、必要に応じてその内容について事情聴取を行う。
- (2) 施工にあたって監督・検査業務を強化する。
- (3) 監理技術者又は主任技術者とは別に、これらと同等程度の技術者を専任で1名現場に配置しなければならない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。